

賃 貸 借 契 約 書

業 務 の 名 称 東与賀支所LED照明器具賃貸借

契 約 期 間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

賃 貸 借 料 ¥
(うち消費税額及び地方消費税額 ¥)
内訳
令和8年度：¥
(うち消費税額及び地方消費税額¥)
令和9年度：¥
(うち消費税額及び地方消費税額¥)
令和10年度：¥
(うち消費税額及び地方消費税額¥)
令和11年度：¥
(うち消費税額及び地方消費税額¥)
令和12年度：¥
(うち消費税額及び地方消費税額¥)
令和13年度：¥
(うち消費税額及び地方消費税額¥59,840ー)

支 払 方 法 上記賃貸借料は 払いとし、 の支払額は次のとおりとする。
なおこれには消費税及び地方消費税を含む。
¥

契 約 保 証 金

上記の賃貸借業務について、借主と貸主は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8年 月 日

借主 住所 佐賀市栄町1番1号
佐賀市

氏名 佐賀市長 坂 井 英 隆

貸主 住所

氏名 ㊟

(総則)

第1条 貸主は、別紙仕様書に基づき頭書の賃貸借料（以下「賃貸借料」という。）をもって、頭書の賃貸借業務（以下「賃貸借業務」という。）を完了しなければならない。

2 この契約における契約期間は、契約締結日から賃貸借期間の終了日までとし、LED照明器具の設置作業期間及び賃貸借期間を含むものとする。

3 設置作業期間及び賃貸借期間については、別紙仕様書に定めるとおりとする。

4 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、借主と貸主とが協議して定める。

(業務の処理方法)

第2条 貸主は、仕様書に従って賃貸借業務を処理しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第3条 貸主は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により借主の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 借主は、本器具の所有権が貸主に属することを承認し、無断で本器具の設置、撤去、取替等現状を変更する一切の行為を行わない。

3 借主において、取り付けられた本器具を一時撤去する必要がある場合は、相当の期間において予め貸主に通知する。

(再委託等の禁止)

第4条 貸主は、賃貸借業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により借主の承諾を得たときは、この限りでない。

(賃貸借業務の調査等)

第5条 借主は、必要と認めるときは、貸主に対して賃貸借業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第6条 借主は、必要がある場合には、賃貸借業務の内容を変更し、又は賃貸借業務を一時中止することができる。この場合において、賃貸借料又は賃貸借期限を変更する必要があるときは、借主と貸主とが協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、貸主が損害を受けたときは、借主は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、借主と貸主とが協議して定める。

3 第1項又は次条の場合において、賃貸借期限の変更を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(期限の変更)

第7条 貸主は、その責めに帰することができない事由により、賃貸借期限まで賃貸借業務を継続することができないことが明らかになったときは、借主に対し遅滞なくその事由を付して賃貸借期限の変更を求めることができる。ただし、変更日数は借主と貸主とが協議して定める。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第8条 賃貸借業務の処理に関し、発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、貸主が負担するものとする。ただし、その損害が借主の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために必要な経費は借主が負担するものとし、その額は、借主と貸主とが協議して定める。

(借主の任意解除権)

第9条 借主は、業務が完了するまでの間は、次条又は第11条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 借主は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において貸主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(借主の催告による解除権)

第10条 借主は、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 貸貸借期限までの業務の継続が困難と認められるとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(借主の催告によらない解除権)

第11条 借主は、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条第1項の規定に違反して貸貸借料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。

(3) 貸主がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 貸主の債務の一部の履行が不能である場合又は貸主がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、貸主が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、貸主がその債務の履行をせず、借主が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に貸貸借料債権を譲渡したとき。

(8) 第13条又は第14条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 貸主（貸主が共同企業体であるときはその代表者又は構成員をいい、法人にあっては非常勤を含む役員及びその使用人、法人以外の団体にあっては法人の役員等と同等の責任を有する代表者及び理事等、個人にあっては使用人を含む。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団又は暴力団員

イ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらの者を利用している者
- キ 役員等（貸主が法人である場合にあっては非常勤を含む役員及びその使用人（建設業法第6条第1項第4号に規定する使用人をいう。以下同じ。））、貸主が法人以外の団体である場合にあっては法人の役員と同等の責任を有する代表者、理事及びその使用人、貸主が個人である場合にあってはその者及び使用人をいう。）にアからカまでに掲げる者がいる者
- ク アからキまでのいずれかに該当する者が貸主の経営に実質的に関与している者
- ケ 再委託契約等の相手方がアからクまでのいずれかに該当する者であることを知りながら契約を締結した者
- コ 貸主がアからクまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合において、借主が貸主に対して当該契約の解除を求めたときに、これに従わなかった者

（談合等の不正行為による契約の解除）

第11条の2 借主は、貸主がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- （1）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は貸主が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、貸主に対し同法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行なった場合で、当該命令が確定したとき。
 - （2）公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - （3）貸主（法人にあってはその役員及び使用人（建設業法第6条第1項第4号に規定する使用人をいう。以下同じ。）を含む。）について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 貸主は、前項各号のいずれかに該当するときは、借主が契約を解除するか否かにかかわらず、賃貸借料の10分の2に相当する額を違約金として借主の指定する期間内に支払わなければならない。借主が目的物の引渡しを受けた後も、同様とする。
- 3 前項の規定は、借主に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、借主が貸主に対し、その超過する額の賠償を請求することを妨げない。
- 4 貸主は、第1項の規定により契約が解除されたときは、当該解除により生じた損害の賠償を借主に請求することはできない。

（借主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第12条 第10条各号又は第11条各号に定める場合が借主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、借主は、第10条又は第11条の規定による契約の解除をすることができない。

（貸主の催告による解除権）

第13条 貸主は、借主がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微

であるときは、この限りでない。

(貸主の催告によらない解除権)

第14条 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第6条の規定により契約の内容を変更したため貸賃借料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第6条の規定により、業務を一時中止した場合において、その中止期間が貸賃借期間の10分の5以上に達したとき。

(貸主の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条 第13条又は前条各号に定める場合が貸主の責めに帰すべき事由によるものであるときは、貸主は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(借主の損害賠償請求等)

第16条 借主は、貸主が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 貸賃借期限まで業務の継続ができないとき。
- (2) 第10条各号又は第11条各号の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 貸主は、次の各号のいずれかに該当するときは前項の損害賠償に代えて、貸賃借料の10分の1に相当する額を違約金として借主の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第10条各号又は第11条各号の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に、貸主がその債務の履行を拒否し、又は貸主の責めに帰すべき事由によって貸主の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 貸主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 貸主について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 貸主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして貸主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、借主が損害の賠償を請求する場合の請求額は、貸賃借料から既履行部分に相応する貸賃借料を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく財務大臣が定める率（以下「支払遅延防止法の率」という。）の割合で計算した額とする。

(貸主の損害賠償請求等)

第17条 貸主は、借主が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして借主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第13条又は第14条各号の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能である

とき

- 2 第19条第2項の規定による貸貸借料の支払が遅れた場合においては、貸主は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の遅延利息の支払を借主に請求することができる。

(検査及び引渡し)

第18条 貸主は、当月の貸貸借業務を完了したときは、遅滞なく、その旨を借主に通知しなければならない。

- 2 借主は、前項の通知を受けた日から起算して14日以内に、仕様書及び契約書に適合しているかどうかの検査を行うものとする。
- 3 前項の検査の結果、貸貸借物品が契約内容に適合しないと認められるときは、借主は相当の期間を定めて貸主に是正を求めることができる。
- 4 貸主は、前項の是正を完了したときは、再度検査を受けなければならない。

(貸貸借料の支払)

第19条 貸主は、前条の検査に合格したときは、借主に対して貸貸借料の支払を請求するものとする。

- 2 借主は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第20条 貸主がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を借主の指定する期間内に支払わないときは、借主は、その支払わない額に借主の指定する期間を経過した日から貸貸借料支払の日まで契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した利息を付した額と、借主の支払うべき貸貸借料から相殺し、なお不足を生ずるときは、さらに追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、借主は、貸主から遅延日数につき契約日における支払遅延防止法の率の割合で計算した額の延滞金を徴収することができる。

(臨機の措置)

第21条 貸主は、災害防止等のため特に必要と認められるときは臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、貸主は、あらかじめ、借主の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、貸主は、そのとった措置について遅滞なく借主に報告しなければならない。
- 3 借主は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、貸主に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 貸主が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、貸主が貸貸借料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、借主がこれを負担する。

(個人情報の保護)

第22条 貸主は、この契約による貸貸借業務を処理するための個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第23条 貸主は、貸貸借業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(特約事項)

第24条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、借主の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、借主はこの契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更又は解除された場合において、貸主に損害が生じたときは、貸主は借主に対して損害の賠償を請求することができる。この場合における賠償額は、両者協議して定めるものとする。

(契約外の事項)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて借主と貸主とが協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、佐賀地方裁判所とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 貸主は、個人情報（特定個人情報及び個人番号を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 貸主は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(作業責任者等の届出)

第3 貸主は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により借主に報告しなければならない。

2 貸主は、個人情報等の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 貸主は、作業責任者を変更する場合は、事前に書面により借主に申請し、その承認を得なければならない。

4 貸主は、作業従事者を変更する場合は、事前に書面により借主に報告しなければならない。

5 作業責任者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。

6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4 貸主は、個人情報を取り扱う場所（以下「取扱区域」という。）を定め、業務の着手前に書面により借主に報告しなければならない。

2 貸主は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により借主に申請し、その承認を得なければならない。

3 貸主は、借主が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(使用者への周知)

第5 貸主は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第6 貸主は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 貸主は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第8 貸主は、借主の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得

た個人情報を、当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第9 貸主は、借主の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために借主から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報等の返還又は廃棄)

第10 貸主は、本貸貸借業務の終了時に、本貸貸借業務において利用する個人情報について、借主の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。

2 貸主は、個人情報の消去又は廃棄に際し借主から立会いを求められた場合は、これに对应しなければならない。

3 貸主は、本貸貸借業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

4 貸主は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により借主に対して報告しなければならない。

(事故時の対応)

第11 貸主は、本貸貸借業務に関し個人情報の漏えい等の事故(番号法違反又はそのおそれのある事案を含む。)が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに借主に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、借主の指示に従わなければならない。

2 貸主は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、借主その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 借主は、本貸貸借業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(定期報告及び緊急時報告)

第12 貸主は、借主から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 貸主は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

第13 借主は、本貸貸借業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、貸主及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 借主は、前項の目的を達するため、貸主に対して必要な情報を求め、又は本貸貸借業務の処理に関して必要な指示をすることができる。